【九州府実現計画概要図】

九州市長会 資料 2

【重複型】

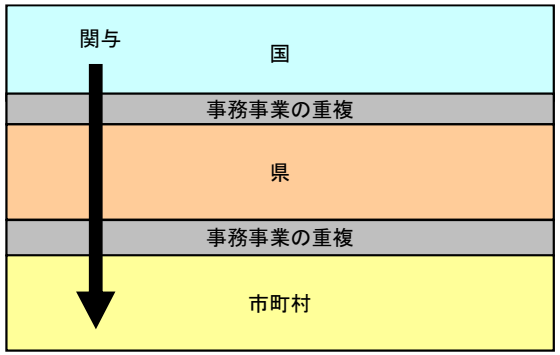

国と地方の重複のない役割分担
行政に関する決定の場を住民に近いところに移管

国と地方の役割分担の適正化

基礎自治体優先の原則
近接性・補完性の原理

地方分権改革の推進

- 事務権限の自由度の拡大（義務付け・枠付けの廃止）
- 事務権限の移譲
- 税財源の移譲
- 人員（職員）の移譲

→ 完全自治体

【分担型】

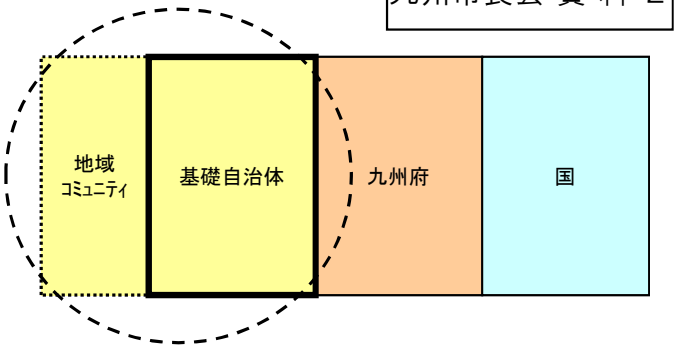

九州府実現まで

【九州市長会】
（仮称）九州府推進機構準備検討委員会の設置

（仮称）九州府推進機構の設置

県から市町村への計画的な権限、財源や職員の移譲

複数の県による広域的な施策の実施
（九州広域連合の形成）

道州制特区を活用した国からの権限移譲（要法改正）

（仮称）九州府推進機構による国から地方への権限、財源や職員移譲の要請

分権型社会の実現に向けての住民PR（住民にとってのメリットの提示など）

【市町村】
県から市町村への権限、財源や職員の移譲
（各県における取り組み）

従来の広域行政圏等による多様な事務の執行
- 事務の委託
- 機関の共同設置
- 一部事務組合
- 広域連合
- 定住自立圏

県の出先機関等の市町村エリアを考慮した新たな圏域の形成
（段階的、かつ柔軟に圏域の変更が可能：広域連合が基本）

→ **新たな広域圏の確立**

県による支援（財政・人員）
- 職員の派遣
- 市町村との人事交流
- 市町村職員の受入れ研修

本庁 ・ 出先機関

市町村（新たな広域圏）への事務移譲
県の出先機関の管轄エリアごとに、出先機関の事務や職員を市町村に移譲する

九州府実現時

基礎自治体
（多様な都市形態）

九州府
（役割、規模の適正化）

分権型社会の実現

【完全自治体】

・自治行政権、自治立法権、自治財政権を具備
・行政の政策形成過程や地域活動への住民参画が拡大し、住民ニーズや地域特性を生かした施策が展開され、特色ある多様な都市形態で点在する

総合行政主体である基礎自治体の類型

① 大都市型
・現行の指定都市等、自己完結度が極めて高く、単独で事務の執行ができる行政能力を確保する
・基礎自治体間の連携や広域圏間の連携における中心的な役割を担う

② 中核都市型
・単独で事務の執行ができる行政能力を確保する
・基礎自治体間の連携における中心的な役割を担う

③ 連携都市型
単独で処理できない事務は、基礎自治体間の連携により行政能力を確保する

④ 補完都市型
単独、あるいは基礎自治体間での連携でも処理できない事務は、九州府の補完により行政能力を確保する

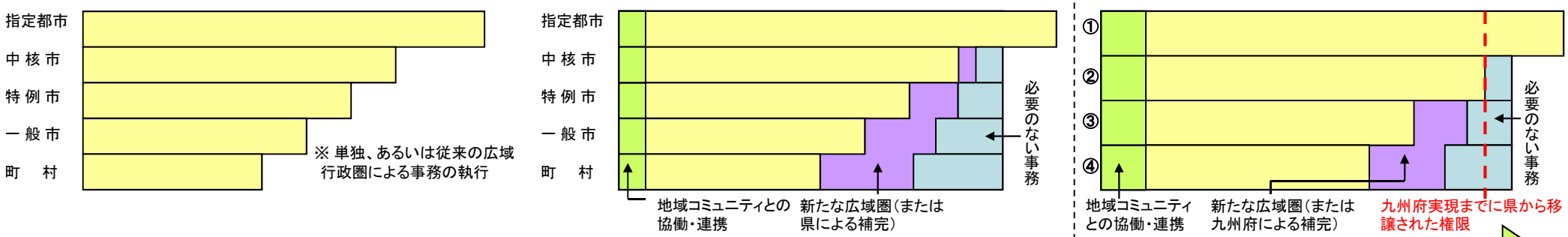

住民自治の充実、地域コミュニティ等との協働、連携のまちづくりの推進
基礎自治体優先の原則に基づく地方分権改革の推進